

学科教本 統合版 改訂表

(令和 8・9・1 改訂版 ★ 対応)

P.83 『(2)法定速度』の欄外『*1』を変更します。

*1

中央線又は車両通行帯が設けられていたり、柵などで往復の方向別に分離されている一般道路、自動車専用道路での法定速度。

P.85 『1 道路環境などに応じた速度』及び『理解度 CHECK』の『1』、『2』を変更します。

1 道路環境などに応じた速度

車を運転するときは、決められた速度の範囲内であっても、道路や交通状況、天候や視界などをよく考え、特に生活道路においては、歩行者が優先という意識を持って安全な速度で走行しなければなりません。



理解度 CHECK

ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

- 中央線のある一般道路で標識や標示で最高速度が指定されていない場合における普通貨物自動車の最高速度は、50キロメートル毎時である。
- 中央線のある一般道路における最高速度は、標識などによる指定がない場合、大型自動二輪車は60キロメートル毎時、普通自動二輪車は50キロメートル毎時である。

P.95 『理解度 CHECK』の『1』を変更します。

理解度 CHECK

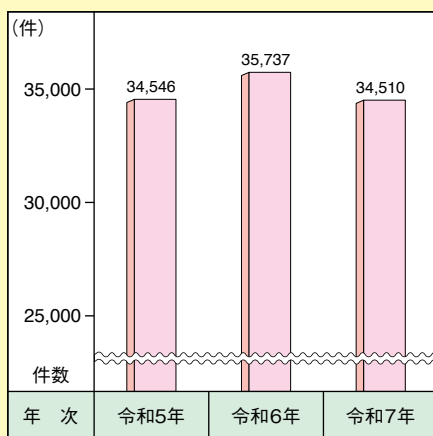
ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

- 追越しのため歩行者や特定小型原動機付自転車、自転車のそばを通るときは、安全な間隔をあけるか徐行しなければならない。

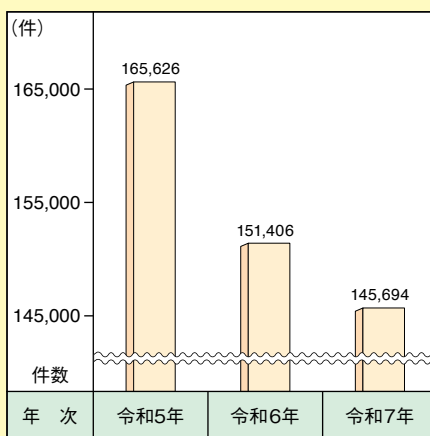
③ 行政処分

令和7年中の運転免許の取り消し件数は34,510件、停止件数は145,694件です。
 運転免許の取り消しに伴う欠格期間（免許を受けることができない期間）は、1
 年から10年までとされているほか、運転免許を取り消された人が運転免許を
 再取得しようとする場合は、取消処分者講習を受けなければなりません。
 運転免許の停止については、30日から180日までの処分日数があります。

運転免許の取り消し件数



運転免許の停止件数



※ 初心取り消し、病気等および重大違反 唆し等による取り消しを含み、申請取り消しを除く

『 ④ 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度 』の表中『 この表の最高速度や、最低速度が適用
 されない場合 』を変更します。

この表の最高速度や、最低速度が適用されない場合

- 本線車道が道路の構造上往復の方向別に分離されていない区間では、この表の適用はなく、60km/h です。

『 1 最高速度または最低速度の遵守 』の欄外『 ちょっと注目 』を変更します。

ちょっと注目

自動車専用道路での
最高速度などは…

自動車専用道路で
の最高速度や最低速
度は、左の表の適用
はなく、60km/hです。